

## 軽種馬防疫協議会規約

- 第1条 この協議会は、軽種馬の自衛防疫について、関係団体が一元的に協議し、具体的対策を確立するとともにその実施に必要な措置等の推進をはかり、馬の伝染性疾病の予防及び蔓延の防止を目的とする。
- 第2条 この協議会は、軽種馬防疫協議会と称する。
- 第3条 この協議会に、常任委員6名を置く。
2. 常任委員は、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本軽種馬協会、日本馬術連盟及び日本馬事協会（以下「構成団体」という。）に所属する者であって、各構成団体から推せん又は指名された者とする。
- 第4条 この協議会に議長を置く。
2. 議長は、常任委員の互選とする。
  3. 議長は、この協議会を代表し、その業務を総理する。
  4. 議長は、常任委員会及び専門委員会を招集する。
- 第5条 この協議会に常任委員及び専門委員をもって構成する専門委員会をおき、必要な事項について協議する。
2. 前項の専門委員は、構成団体及び別表に掲げる団体から推せん又は指名された者とする。
  3. 専門委員会には学識経験者の出席を求めることができる。
- 第6条 この協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項に関して協議し、その推進をはかるものとする。
- (1) 競馬場及び生産地等における防疫体制の整備に関する事項。
  - (2) 軽種馬の防疫措置に関する事項。
  - (3) 軽種馬の輸入検疫に関する事項。
  - (4) 軽種馬の防疫に関する研究、情報の収集等に関する事項。
  - (5) 防疫思想の普及その他目的達成に必要な事項。
  - (6) その他、馬の伝染性疾病の予防及び蔓延の防止に関する事項。
- 第7条 この協議会に幹事7名を置く。
2. 幹事は、議長の命をうけて協議会の事務をつかさどる。
  3. この協議会の事務局を日本中央競馬会に置く。
- 第8条 この協議会の経費は、構成団体の負担金をもってあてる。
- 第9条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。
- 第10条 この規約の改廃及びこの規約に定めのない事項については、常任委員会において定める。
- 附 則 この規約は、昭和47年8月11日から実施する。
- 改正 昭和54年5月31日
- 改正 平成20年5月14日
- 改正 平成27年5月20日
- 改正 平成28年5月18日

別表（第5条関係）

団体の名称
農林水産省
農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門
日本馬事協会
全国乗馬倶楽部振興協会
全国公営競馬獣医師協会
競走馬育成協会
日本競走馬協会
軽種馬育成調教センター
日高家畜衛生防疫推進協議会
胆振家畜自衛防疫推進協議会
ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
中央畜産会
地方競馬主催者